

# 「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」の平成22年度の検討状況について

国土交通省国土技術政策総合研究所建設マネジメント技術研究室 研究官 やすたに さとる 安谷 覚

## 1. はじめに

国土交通省では、平成22年5月に定められた国土交通省成長戦略において掲げられた「建設業の国際展開」を強力に支援するとともに、合わせて、国内における工事品質のさらなる向上を目的として、国際的な発注・契約方式を国内における公共工事にも取り入れることに取り組んでいます。本稿では、「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）において、平成22年度に検討を行いました「第三者技術者（the Engineer）の活用について」および「コンソーシアム方式のあり方について」について報告します。

## 2. 第三者技術者（the Engineer）の活用について

国際建設プロジェクトの契約については、世界銀行等の国際金融機関のプロジェクトや日本の円借款事業の契約約款として採用されていることから、国際コンサルティング・エンジニア連盟（以下「FIDIC」とする）が発行しているFIDIC契約約款が一般的に使用されています。このFIDIC契約約款の大きな特徴として、契約に基づき発注者

からその権限の一部を委託された上で、工事の監督・検査や設計変更等の契約運営を実施する第三者技術者の存在があります。

ここでは、国際建設プロジェクトの契約運営および第三者技術者の活用の実態について、国内にいる海外プロジェクト経験者等へのヒアリングを通じて把握した上で、国内の公共工事においてFIDIC契約約款の特徴を取り入れた第三者技術者の試行的な活用にあたり、発注者と工事受注者との契約および発注者と第三者技術者との契約の基本的考え方と方向性について検討しました。

### (1) 第三者技術者の活用にあたっての基本的考え方

国内工事における第三者技術者の活用の基本的な考え方としては、①発注者、受注者以外に第三者技術者を位置付けるとともに、これら三者間における諸手続きを明確化することにより、事務手続きの効率化等を図る、②建設工事における紛争処理にあたっては、従来の建設工事紛争審査会による仲裁以外に、紛争委員会を活用した紛争処理手続きを位置付けることにより、受発注者間の紛争への効果的な対応を図ることです。

### (2) 第三者技術者の活用に関する工事契約・手続きの方向性

国内工事で第三者技術者の活用を実施するに当

たつての方向性の概要について、わが国の公共工事標準請負契約約款と建設工事の契約約款であるFIDIC契約約款の比較とともに整理したものを表一1に示します。

契約方式に関しては、諸外国では単価契約精算方式が主流であるのに対して、わが国の公共工事においては総価契約が一般的です。また、支払方式については、諸外国では月次の部分払いが主流であるのに対しわが国の公共工事における支払方式は前払金、中間前金払いまたは短い間隔で出来高に応じた部分払いが行われる出来高部分払方式が適用されている。わが国における第三者技術者の試行的活用にあたっては、現行の関係法令や実施方式を踏まえて最も諸外国の方式に近い方式である、請負代金額の変更があった場合の金額の算

定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意する「総価契約単価合意方式」および「出来高部分払方式」を採用することが考えられます。

監督・検査については、わが国の公共工事と諸外国の建設プロジェクトで異なる点として、発注者による監督範囲の違いや監督検査の体制の違いがあります。わが国における第三者技術者の試行的活用にあたって、監督範囲を現行のわが国の公共工事と同様にして、第三者技術者が現行の監督技術基準に沿って監督を行う方法が運用しやすいと考えられます。また、現行の国内工事において発注者の職員が担っていた工事の監督・検査の体制について、試行工事においては、第三者技術者に工事の監督業務のすべておよび検査業務の一部

表一1 第三者技術者の活用に関する工事契約・手続きについて

項目	今回試行での対応方針及び考え方(案)	FIDIC契約約款(1999年版レッドブック)に基づく契約	国交省直轄工事における工事請負契約
契約方式	・総価契約単価合意方式	・単価契約精算方式	・総価契約単価合意方式
契約図書	・工程表について、第三者技術者と受注者で、契約図書(特記仕様書、共通仕様書、現場説明書、図面等)と整合しているか等、工程表の内容について確認を行う	・契約図書の一部として受発注者を拘束、工期延長や追加支払いのクレームを行う場合に、その妥当性を示す根拠として使用(§20.1)	・合意単価表は拘束されるが、提出されている工程表は概略的な計画にすぎず、かつ契約上拘束されず
監督	・すべて第三者技術者が実施	・第三者技術者が実施	・監督検査分離の原則および監督要領等に沿って、発注者の監督職員が実施
検査(完成検査、中間技術検査、既済部分検査)	・原則、第三者技術者が実施(ただし、発注者が立会を行う。また、完成検査、中間技術検査については成績を付与する)	・第三者技術者が実施	・監督検査分離の原則および検査要領等に沿って、発注者の検査職員が実施
工事または区間の引渡し	・第三者技術者が検査後、受注者に検査結果を通知の上、発注者に引渡し	・第三者技術者が引渡し証明書発行(§10.1, §10.2)	・検査調書に基づき、発注者が引渡し手続き実施
工事受注者への代金の支払い	・第三者技術者が検査後、発注者に検査結果を通知した上で、発注者が支払い	・第三者技術者が支払い証明書発行(§14.3, §14.6, §14.7)	・検査調書に基づき、発注者が支払い手続き実施
設計変更/契約変更	・契約変更を要しない設計変更等は第三者技術者に委任し、契約変更を伴う設計変更等は発注者の事前承認を必要とする	・原則は第三者技術者の裁量で設計変更の指示が可能(§13.1) ※一定以上の契約額変更を伴う設計変更は、発注者の事前承認を要する場合が多い	・受発注者協議事項 ・設計変更と契約変更を一体化して運用

(出典) 第3回「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」(平成23年3月30日開催)資料より

を契約に基づき委託することが考えられます。なお、第三者技術者に監督および検査を委託するに当たり、会計法令で定められている監督の職務と検査の職務の兼職禁止(予算決算及び会計令第101条の7)への配慮が必要となります。

わが国における第三者技術者の試行的活用に当たっては、FIDIC契約約款を踏まえて、設計図書の変更指示については第三者技術者が行い、契約の変更については発注者が行う方法が考えられます。ただし、行政側が予算執行や支出席行為に関して現行のとおり責任を負うことを踏まえると、工期または請負代金額の変更を伴う場合は、第三者技術者による独自の判断ではなく、あらかじめ第三者技術者からの上申について発注者が承

認を行うべきと考えました。工期または請負代金額の変更に当たり、FIDIC契約約款を反映して、契約変更請求(クレーム)手続きが考えられます。また、手続きの厳格な運用に当たっては、変更請求事由が発生してから一定期間内に請求を行わない場合には請求権がなくなる等の規定を設ける方法が考えられます。

第三者技術者の役割の基本的な考え方としては、監督、検査(出来高確認)、工期または請負代金額の変更を要しない設計変更に関して発注者の代理人として実施し、その責任を担う一方で、工期または請負代金額の変更を要する設計変更に関しては発注者の承認事項として、第三者技術者は、その手続きの窓口として役割を担うことが想

表-2 発注者と第三者技術者の契約・手続きについて

項目	対応方針及び考え方(案)	FIDIC契約約款(2006年版ホワイトブック)に基づく契約	国交省工事監督支援業務, CM試行業務における業務委託契約
契約方式	・業務委託契約	・役務契約	・業務委託契約
業務の内容(第三者技術者の役割)	・監督、検査および契約運営一式を対象 ・ただし、工期または請負代金額の変更および品質に関わる契約変更等については、発注者の事前承認を義務付け	・監督・検査および契約運営業務一式(調査・F/S, 詳細設計, 入札支援等を含む場合あり)(§3.1.1, アペンディクス) ・工事の費用、品質または期間に重大な影響を及ぼしうる変更については、発注者の事前承認を必要とする旨規定 (§3.3.2) * ・工事請負契約書において第三者技術者に求められる権限・義務についても拘束される旨を規定 (§3.3.2)	・発注者の補助的な業務(工事監督支援業務) ・発注者が行う専門技術的判断の支援(CM試行業務)
第三者技術者の責任	・債務不履行に対する受注者の責任を規定	・善管注意義務を規定 (§3.3.1, 3.3.2) 義務違反があった場合の賠償責任を規定 (§6.1.1)	・特に明記なし(工事監督支援業務) ・債務不履行に対する受注者の責任を規定(CM試行業務)
賠償額の限度	・損害賠償請求に関わる限度額の規定なし	・受発注者それぞれに対する損害賠償請求に関わる限度額を規定 (§6.3.1, 特記条件) ・一般的には、当該役務契約額相当を限度額として規定	・賠償額の限度額に関する規定なし
発注者の責任	・発注者に判断権限が留保されている事項について、妥当な期間内に決定結果を第三者技術者に対し通知する旨を明記	・発注者に判断権限が留保されている事項(上記*)について、妥当な期間内に決定結果を第三者技術者に対し通知する旨を規定 (§2.2.1)	・特に明記なし

(出典) 第3回「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」(平成23年3月30日開催) 資料より

定されます。第三者技術者を活用するに当たり、現行の国内の公共工事において発注者の職員が担っている役割の一部を第三者技術者が担うことになるため、その役割分担を整理することが重要です。例えば、関連工事の調整、工事材料の品質確認、工事の立会等は、第三者技術者が自らの判断で実施し、その内容等は発注者に対して報告を行い、工事の工期または請負代金額の変更に関わる事項等については、発注者の承認を得て工事請負者に通知を行う方向で検討しています。

(3) 第三者技術者との契約・手続きの方向性

第三者技術者との契約については、海外において第三者技術者の調達に用いる契約書として広く活用されているFIDIC契約約款（2006年版ホワイトブック）の考え方を参考とすることとしました。契約・手続きの基本的な考え方については、FIDIC契約約款および国土交通省における工事監督支援業務ならびにCM試行業務における業務委託契約書の特徴とともに、表一2に示します。

工事の円滑な施工および品質の確保のために

表一3 第三者技術者選定の基本的な考え方

項目	対応方針及び考え方（案）	円借款事業におけるJICAのコンサルタント雇用の評価手順ガイド	国交省におけるCM試行業務委託における選定方式
選定方式	・プロポーザル方式	・円借款事業では、「価格：技術＝1：4」のQCBS（総合評価）を推奨 ・複雑または高度な専門性が要求される事業等については、QBS（プロポーザル方式、1社特定後価格交渉）を採用	・プロポーザル方式
第三者技術者の選定評価項目	・以下の手順・項目で評価を実施 (1) 選定段階： ① 参加表明者（企業）の経験・能力 ② 技術者の経験・能力 (2) 特定段階： ① 当該プロジェクトに関係する技術力 ② プロジェクト監理に必要な技術力 ③ 監督・検査・設計変更を実施するに当たっての技術力・判断力（ヒアリングにより確認・評価）	(1) ショート・リスト作成段階（3～5社） ① 同種業務の経験・実績 ② 動員可能なスタッフの経験・能力等 (2) 1社決定段階 ① コンサルタントの経験（10～20%） ② 方法論および作業計画の妥当性（20～50%） ③ スタッフの能力（30～60%）	(1) 選定段階 ① 参加表明者（企業）の資格・同種業務実績・成績・表彰の有無 ② 予定技術者の経験・能力 (2) 特定段階 ① 予定技術者の経験・能力 ② 実施方針 ③ 特定テーマに対する技術提案
積算、業務実施体制	・CM業務委託（試行）の積算基準・体制等を参考として設定 体制：管理技術者および技術スタッフ5人程度 専任：管理技術者 常駐：チーム全員が現場常駐	・積算：単価は200万円/人月程度 ・人数：20億円のトンネル工事では、エンジニアおよびスタッフは10人程度 ・全員専任。現場常駐は一部スタッフあり	・胆沢ダムの試行事例： 対象：堤体盛立工事・原石山材料採取工事等 体制：管理技術者および技術スタッフ（4人）：計5人 委託金額：約19.5千万円（税込） 専任：管理技術者 常駐：チーム全員が現場常駐
業務成績評定付与	・第三者技術者業務用の成績評定要領を作成し、成績評定を実施	・業務成績評定は未実施	・業務成績評定要領に基づき実施

（出典） 第3回「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」（平成23年3月30日開催）資料より

は、第三者技術者の技術的判断能力が重要であり、国際建設プロジェクトにおいても、第三者技術者の選定に当たり技術者の評価に重点を置かれています。従って、国内工事の試行においても、選定段階で当該業務に従事する技術者の評価に重点を置く必要があります。選定方法の基本的な考え方については、円借款事業におけるコンサルタントの標準選定手順および国土交通省におけるCM試行業務委託における選定方式の特徴とともに、表-3に示します。

### 3. コンソーシアム方式のあり方について

公共事業の効率的な執行のため、民間企業が有する高い技術力を有効に活用し、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等を図ることが期待されています。その方法の一つである設計・施工一括発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括で発注することにより、民間企業の優れた

技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を旨とする方式です。

設計・施工一括発注方式については、国土交通省直轄事業においては、平成9年度より導入（試行）がされたところですが、これまでの受注者は、建設会社単体あるいは建設会社で構成される企業共同体（JV）となっています。その一方で、設計・施工一括発注方式の効果をより一層発現するために、建設コンサルタントと建設会社の企業連合（コンソーシアム）の活用が今後の課題の一つとして挙げられてきたところです。また、海外工事に見られるコンソーシアム方式を活用した工事を国内工事にも導入することにより、海外工事への参加を促進する観点からも、このたび設計・施工一括発注方式におけるコンソーシアム方式の活用について、検討を行ったものです。

コンソーシアム方式のあり方においては、建設会社と建設コンサルタントのコンソーシアム方式の活用の検討に当たり、海外におけるコンソーシアムの状況、想定されるコンソーシアムの形態についてのメリット・デメリット、導入に当たって

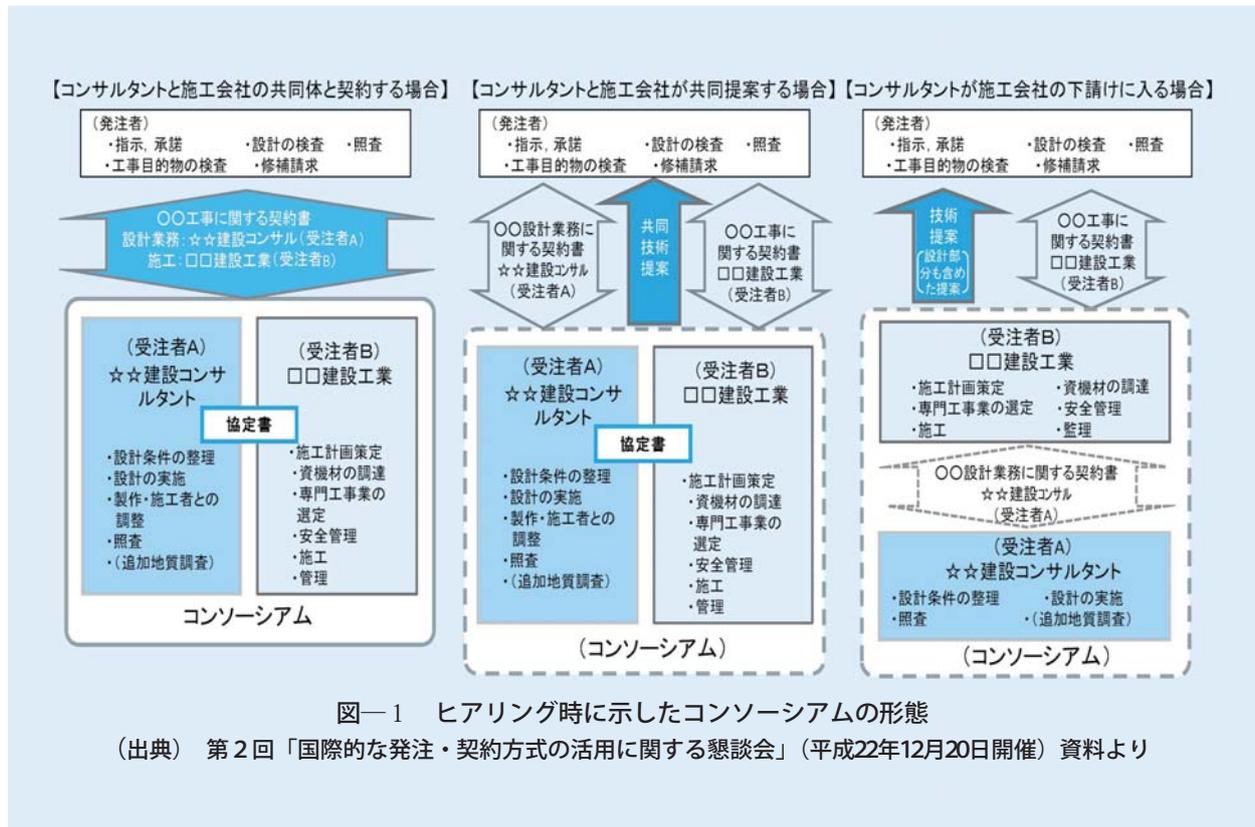


図-1 ヒアリング時に示したコンソーシアムの形態

（出典） 第2回「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」（平成22年12月20日開催）資料より

検討すべき課題について調査する目的で業界団体に対し、ヒアリング調査を実施しました。そして、その結果を踏まえて、コンソーシアムによる参加方式に関する基本的な考え方について検討しました。

#### (1) コンソーシアムについてのヒアリング

平成22年11月に社団法人海外建設協会、社団法人国際建設技術協会、社団法人日本土木工業協会、社団法人建設コンサルタンツ協会に対してヒアリングを行いました。ヒアリング項目は、海外におけるコンソーシアム方式の導入状況、コンソーシアム方式の形態、わが国での導入に当たって検討すべき課題です。コンソーシアム方式の形態については、「建設コンサルタントと建設会社の共同体と契約する場合」「入札時は建設コンサルタントと建設会社が共同提案し、受注後の発注者との契約は別々とする場合」「建設コンサルタントが建設会社の下請けに入る場合」の三つの形態(図-1参照)を示します。

#### ① 海外におけるコンソーシアムの状況

海外におけるコンソーシアムによる参加実績は、「建設コンサルタントが建設会社の下請けに入る場合」がほとんどでした。

#### ② 想定されるコンソーシアムの形態

コンソーシアム方式による参加方式については、建設会社、建設コンサルタントの双方から、建設会社の技術・人材等の活用による工期短縮、コスト縮減、品質確保、VFMの向上が図られるという意見がありました。また、建設会社からは設計部門を有しない建設会社の参加による競争性の向上が図られるという意見がありました。一方、双方から入札時の設計・提案費用等競争参加者への負担や受注者のリスク負担の増大による入札価格の上昇を危惧する意見がありました。

「建設コンサルタントと建設会社の共同体と契約する場合」については、建設コンサルタントからは建設コンサルタントと建設会社における利益

相反、また双方から建設コンサルタント側に工事のリスクまで負えるのかといったリスクの責任分担について危惧する意見がありました。設計に対するチェック&バランスについては、建設コンサルタントからは確保が期待されるという意見がある一方、建設会社からは設計の瑕疵責任を建設コンサルタントが負いきれない場合があり、設計が過大になることを危惧する意見がありました。

「入札時は建設コンサルタントと建設会社が共同提案し、受注後の発注者との契約は別々とする場合」については、双方から瑕疵等の責任が明確になるといった意見がある一方で、建設コンサルタントからは建設コンサルタントと建設会社における利益相反、施工会社からは建設コンサルタント側に工事のリスクまで負えるのかといったリスクの責任分担、設計の瑕疵責任を建設コンサルタントが負いきれない場合があり、設計が過大になることを危惧する意見がありました。

「建設コンサルタントが建設会社の下請けに入る場合」については、双方から受発注者間の窓口が一本化され、責任の所在が明確になるといった意見がありました。また、建設会社から設計に施工ノウハウの反映による合理的な設計が期待できる意見がありました。一方で、双方から建設会社の過度な経済性追求による設計のチェック&バランスの確保を危惧する意見や、建設コンサルタントからは発注者の意図が十分に伝わらず設計に反映されない、建設コンサルタントにとって片務的な契約となることを危惧する意見がありました。

#### ③ コンソーシアム導入に当たっての入札時・契約後における検討課題

入札時については、競争参加者(建設会社単独での競争参加の可否)、参加要件、評価方法(建設コンサルタントの扱い)等について、検討課題とする意見がありました。

契約後については、設計費の支払い(時期)、設計に関する成績評定のあり方、実績の登録等の意見がありました。

(2) コンソーシアム方式の活用に関する基本的な考え方

ヒアリング結果を踏まえて、コンサルタントが施工会社の下請けに入る形態を念頭に置いて、コンソーシアムによる参加方式に関する基本的な考え方について、整理しました。

なお、ここでは、設計・施工一括発注方式に加え、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括で発注することにより、製作・施工者のノウハウを活用する方式である、詳細設計付工事発注方式への活用も見据えて整理しました。

① 競争参加要件

建設会社と工事の設計について建設会社より委託をされる建設コンサルタントによって構成されるグループによるコンソーシアムについて競争参加を認めるものとする。なお、これまでの建設会社単体、建設会社同士のJVについても競争参加を認めるものとする。

また、コンソーシアムによる競争参加者に対しては、建設会社に課す参加要件のほか、建設コンサルタントにも同等の要件を課す。建設コンサルタントの業務実績は発注対象工事の規模、内容等により、その設計実績等を設定するものとする。

② 総合評価方式における技術評価

総合評価方式において、求める技術提案のうちの一つは、設計に関する提案とし、適切に評価するものとする。また、技術提案以外の評価項目である企業の施工能力等は、建設会社に加えて、建設コンサルタントの成績・表彰等についても、適切に設定し評価する。

③ 業務成績の付与等

工事完成後において、当該工事としての成績と分けて設計部分の成績を評価し付与する。また、設計部分は設計の承諾までは建設コンサルタントの手持ち業務量として扱うが、承諾後は手持ち業務量としては扱わない。

④ その他

コンソーシアム方式による参加の場合には、必要に応じて技術提案時あるいは入札時までに建設コンサルタントからの見積もりを添付することとし、契約後、当該見積額による契約・支払いについて厳格に履行を求めるものとする。

## 4. おわりに

第三者技術者の活用については、国内工事での試行を見据えて、第三者技術者の活用に関する工事契約・手続きや第三者技術者との契約・手続きについて、基本的な考え方を整理したところです。また、設計・施工一括発注方式におけるコンソーシアム方式の活用については、その結果を踏まえて、基本的な考え方をとりまとめたところです。

いずれの発注・契約方式についても海外においても適用されている方式でもあり、今後、国内工事において両方式を試行することを通じて、わが国企業の海外工事への参加が促進されるとともに、国内工事におけるより一層の品質確保がなされることを期待します。

懇談会の詳細については、国土技術政策総合研究所のホームページに掲載しています。

<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/kokusai.html>